

青葉山公園（仮称）公園センターの整備に関する懇話会設置要綱

（平成 28 年 4 月 26 日市長決裁）

（設置）

第 1 条 青葉山公園（仮称）公園センターの整備について、有識者等の意見を聴取し、青葉山公園（仮称）公園センター基本計画に反映させていくことを目的として、「青葉山公園（仮称）公園センターの整備に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 青葉山公園（仮称）公園センターの位置付けに関する事
- (2) 青葉山公園（仮称）公園センターにおける施設整備の具体的な構想に関する事
- (3) 青葉山公園（仮称）公園センターの利活用の方針に関する事
- (4) その他青葉山公園（仮称）公園センターの整備に係る必要な事項に関する事

（組織）

第 3 条 懇話会の委員は、学識経験者、市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

（座長）

第 4 条 懇話会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（解散）

第 5 条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

（庶務）

第 6 条 懇話会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から実施する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。